

神奈川公会堂 Q & A

2025.1.4 改定

《神奈川公会堂とは》

Q 神奈川公会堂とはどんな施設ですか。

A 様々な行事を開催するための場所をお貸しする施設です。525人の客席の講堂（ホール）と、定員84人の1号会議室、定員30人の2号会議室や定員30人の和室があります。

Q 誰でも利用できますか。

A できます。但し物品を展示販売する目的ではご利用になれません。

Q お使いになるお客さんはどんな利用をしていますか。

A ジャズコンサートやピアノ発表会、講演、研修、演劇など様々です。健康診断でのご利用もあります。

Q 公会堂の近くの会社です。採用試験の会場として使えますか。

A ご利用になれます。

Q 専門学校の入学式として利用可能ですか。

A ご利用になれます。

Q 1号会議室が広いので、当社の製品の販売会場として利用したいのですが。

A 大変申し訳ありませんが、物品の販売や展示会場としてのご利用はできません。これは横浜市公会堂条例で決められていることです。

《利用にあたって聞いておきたい》

Q 講演会を行うのでロビーやホワイエの壁にテープで案内を貼りたいのですが。

A 申し訳ありませんがセロテープやガムテープのご使用はご遠慮いただいております。ロビー壁はマグネットが使えますのでご利用ください。また掲示用のボードもあります。但し保管場所からのボードの搬出入はご利用者でお願いいたします。

Q 利用後の原状復帰は誰が確認するのですか。

A ご利用終了後原状復帰が完了したら、室内のインターフォンで事務室にその旨ご連絡ください。スタッフが直ちに点検に伺います。

Q ごみは持ち帰りですか。

A 環境にやさしいごみのリデュースにご協力いただくため、ご利用に際し排出したごみはご利用者にお持ち帰りをお願いしています。

Q 公会堂は何時まで開いていますか。

A 午後10時までです。但し午後10時には閉館しますので、お手続き等の場合は閉館の30分前までにご来館ください。

Q 施設点検日（休館）はいつですか。

A 毎月第4月曜日です。この日が祝日に当たる場合はその翌日が施設点検日となります。また施設点検日でも予約は受付けています。但し施設点検日に限り受付時間は午前9時～午後5時までとなります。午後10時までではありませんのでご注意ください。

《予約について》

Q 予約をするにはどうすればよいのですか。

A 公会堂にご来館いただくか電話でもご予約できます。神奈川公会堂ホームページでは空き情報を毎日更新していますのでご利用ください。

<https://www.kanagawa-kokaido.jp/>

Q 応当日予約とはなんですか。

A 講堂は6ヶ月前、会議室等は3ヶ月前の同日に予約を受付し、希望時間帯が重複した場合は抽選としています。例えば、講堂は8月15日に6ヶ月後の翌年2月15日分の受付を行い、会議室等は3ヶ月後の11月15日分の受付を行います。

8月15日がそれぞれの**応当日**となります。

なお横浜市外の個人、団体の方はご利用日の1ヶ月前からの予約となります。

Q 抽選に参加するにはどうすればよいですか。

A 応当日当日の午前9時から9時50分までにご来館いただくか、または、応当日前日の午前11時から午後8時（施設点検日の場合は午後5時）までにお電話で受付けます。

Q 講堂を予約していましたが、キャンセルすることになりました。利用料金の返金をお願いしたいのですがどうすればよいのですか。

A キャンセルのご連絡をいただいた日が、利用予定日から1ヶ月を切らない場合は、お支払いただいた利用料金の8割を返還いたします。但し、1ヶ月を切った場合は全額返金いたしません。

Q 講堂を複数団体が希望しており抽選となりましたが、幸い当選しました。抽選し、仮予約しました。いつまでに支払えばよいのですか。

A 応当日を含めて11日以内にご来館いただき、お手続きをお願いしています。お手続きとは、利用許可申請書の記載と利用料金のお支払のことで。

Q 電話で仮予約をしましたがいつまでに手続きすればよいですか。

A お電話で予約した日から11日以内にお手続きをお願いいたします。この期間内にお手続きがない場合は、自動的にキャンセルとなります。但し、事前にご利用の有無を確認させていただきます。

《優先予約について》

Q 神奈川公会堂HPの空室情報を見ると優先利用(●印)が結構あります。どのような団体が優先扱いとなっているのでしょうか。

A 優先利用の主なものは区役所等の行政利用、行政との共催・後援事業、教育委員会の研修、公会堂自主事業等です。優先利用は12ヶ月前から受付けています。通常の予約は応当日予約として講堂は6ヶ月前から、会議室は3ヶ月前から受付けています。公会堂自主事業については、年度の中で比較のご利用者のご利用の少ない時期を選んで時期設定しています。

Q 優先利用の割合が大変多いように感じます。月によってはかなりの部分が優先予約されて一般の希望日の利用ができにくい状況です。なにか決まりがあるのですか。それとも行政等から要望があれば随時受け入れているのですか。(実際に受けたまわった質問です。)

A 同様のご指摘は多くの利用者の皆さんからいただいています。優先扱いの根拠は、横浜市公会堂事務取扱要領です。ここでは優先受付について次のように記載されています。

(1) 横浜市が使用する場合及び横浜市が共催又は後援する行事等に使用する場合は受付開始日以前であっても優先的に受け付けることができる。

(2) 優先受付は12ヶ月前の日から開始する。

(以下省略)

* 神奈川公会堂指定管理者としては、この要領に基づき、各月の行政等の優先利用が土日祝の日数の2分の1を超えないよう調整をしております。また利用に当たっては、一般のご利用者にもご利用の機会を十分に持っていただくため、必要最小限の部分のみを申請されるよう優先利用を希望される行政等関係各位にお願いをしております。

* 優先利用の関係でご質問やご意見等がある場合はわたしたち指定管理者に遠慮なくお問い合わせください。質問の内容によっては、神奈川県地域振興課、横浜市市民局等関係機関にお問い合わせをする場合がありますが、その結果は必ずご報告いたします。またいただいたご意見は行政等からの回答も含めてすべて公開します。

Q 各月の行事一覧的なものはあるのでしょうか。

A 公会堂ホームページのイベントカレンダーに3か月分を掲載しています。なお、掲載する内容や団体名は各団体が掲載について了解したものです。但し優先関係は原則として団体名と担当行政所管課を明記します。

《照明・音響等について》

Q 公会堂には照明卓や音響卓があり実際に使いこなせるかどうか不安です。

A 大丈夫です。基本的な操作についてスタッフが丁寧に説明いたします。

Q 舞台図を出してほしいと云われましたが。

A 通常はご利用者にはご利用日の1ヶ月前までに舞台の仕様について図面を提出いただきます。そこには当日のマイクやピアノの位置、モニター等の位置概略を記載していただきます。

Q 講堂の照明装置ですが、どの部分までが無料で、どの部分が有料なのかよくわかりません。

A 照明装置の無料・有料の区分は次のとおりです。より明るくしたい、色を使いたい、という場合は有料の照明装置が必要となります。

トップサスペンションライト	無料
ボーダーライト	無料
客席ダウンライト	無料
ピンスポットライト	有料
シーリングライト	有料
水平ライト (アッパー・ロー)	有料
サスペンションライト	有料

* 照明設備図が事務室にありますので参考にしてください。

Q 講堂でマイクを使いたいのですが有料でしょうか。

A 講堂での拡声装置のご利用は有料となります。マイクはワイヤレス、有線それぞれあります。

Q 映画会で音声を既設スピーカーから流しますが有料でしょうか。

A 拡声装置のご利用として有料となります。

Q iPhone等のスマートフォンやその他のデジタル音楽プレイヤーの音声を講堂に流せますか。

A 音声出力端子がステレオミニジャックのものは流せます。但し特殊な形状のものは変換ケーブル等をご用意いただく場合があります。

Q 講堂の講演会内容をインターネットで中継したいのですが。

A ご利用者の持込設備で対応する場合は可能です。当館にも、インターネットに接続できる環境はありますが、安全性・確実性・帯域等を保証するものではありません。

Q 講堂の講演会内容を音声で1階ロビーとホワイエに流したいのですが。

A 2階調光室で操作できます。ただし2階廊下には音声は流れません。また全館利用でない場合は、会議室・和室で他団体が利用されている場合があります。そのような場合は1階ロビーとホワイエに流れる音量を絞らせていただくことがあります。